

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類

年金

基礎年金番号

年金コード

		令和 年 月からの 年金額（年額）	参考：改定前の年金額 （令和 年 月の 年金額（年額））
国民年金 （基礎年金）	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
	年金額	円	円
厚生年金 保険	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
	年金額	円	円
合計年金額（年額）		円	円

令和 年 月 日

印 影

厚生労働大臣

（この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。）

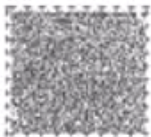
年金額改定通知書について（令和 7 年 4 月からの年金額）

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和 7 年度の年金額は、昨年度から 1.9%の増額改定となります。
※将来世代の年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる調整を行っています。
※法律で定める年金額計算における端数処理、法律改正前の年金額を保障する経過措置に該当する等により、昨年度から 1.9%の増額とならない場合があります。
- 厚生年金基金から代行部分の年金を受け取っている方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。
基金が支払う代行部分の年金には改定の仕組みがないため、国の年金において、代行部分の改定も加えて調整しています。
- 国民年金（基礎年金）の「年金額」欄の金額に「＊」の表示がある場合は、法律改正により、平成 29 年度に国民年金記録の第 3 号被保険者期間を第 1 号被保険者期間へ訂正したこととともない、平成 30 年度から年金額が減額されたため、特例的に記録訂正前の年金額の 9 割を保障しています。この場合、賃金や物価の変動に応じた改定は行われません。

【決定への不服申立制度について】

※改定制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 2 か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。
この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決、以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から 1 年を経過したときは訴えを提起できません。



※左のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

年金額の改定に関するご案内や通知書の見方については、日本年金機構
ホームページをご確認ください。

年金額等の改定 検索

https://www.nenkin.go.jp/to/kuse/tsu/nenkingakutou_kaitai.html

二次元
コード